平成２１年（フ）第７９５号
大分市東津留２丁目10番34号
破産者　有限会社井上設計
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５７号
沖縄県沖縄市字古謝274番地１　マンションロワール古謝401号室、開始決定時の住所沖縄県沖縄市泡瀬１丁目39番30号
破産者　山口　盛光
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３２号
福島市吉倉字竹ノ内40番地の２
破産者　望木クニ子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０４５号
埼玉県朝霞市栄町３丁目１番15―510号、破産開始決定時の住所埼玉県朝霞市栄町３丁目４番27―504号
破産者　武内　一雄
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
埼玉県志木市本町６丁目23番19号　コーポミヨシ203号
破産者　菊地　利二
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
さいたま市南区大谷場２丁目２番11号、旧住所さいたま市緑区東浦和３丁目13番地８
破産者　岩佐　　潔
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
さいたま市南区大谷場２丁目２番11号、旧住所さいたま市緑区東浦和３丁目13番地８
破産者　岩佐みどり
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
さいたま市見沼区大字片柳346番地５
破産者　田中　一宏
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４７号
千葉県松戸市松戸783番地　藤和シティコープ松戸Ⅱ―904号、破産開始決定時の住所千葉県松戸市松戸新田３番地の３　ゼファーヒルズ松戸フィオリーナ304号
破産者　吉野真由美
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
千葉県松戸市松戸783番地　藤和シティコープ松戸Ⅱ―904号、破産開始決定時の住所千葉県松戸市松戸新田３番地の３　ゼファーヒルズ松戸フィオリーナ304号
破産者　吉野　清文
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
茨城県笠間市笠間1671―２、住民票上の住所埼玉県川口市青木２丁目10番45号
破産者　高橋　正隆（旧姓宮田）
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
千葉県旭市ニの5074番地１　新川ハイツ６号西
破産者　土屋　克己
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６０８号
横浜市緑区霧が丘３丁目24番地　霧が丘グリーンタウン３棟502号
破産者　八木澤喜広
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０号
千葉県印西市美瀬１丁目７番地６、開始決定時の住所横浜市神奈川区片倉５丁目13番21号
破産者　徳政　純一
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９号
新潟県長岡市中島４丁目２番４号
破産者　遠藤　勝也
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
新潟県十日町市286番地
破産者　関谷美繪子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
富山県滑川市瀬羽町1841番地
破産者　平山　佑昭
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０９号
富山市婦中町速星1004番地３
破産者　髙井　義成
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８８１号
大阪市住吉区清水丘３丁目14番３―804号
破産者　上條　謙治
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部